

## 平成30年度農業委員会総会審議結果について

農業委員会は、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者等から農地の売買、贈与、貸借、転用等各種の照会や相談に対応し、委員で申請を審議するため、毎月申請案件の現地を調査して総会を開催しています。

新ひだか町農業委員会では、「農業委員」10名と「農地利用最適化推進委員」14名の計24名です。

平成30年度における新ひだか町農業委員会総会での審議件数は、184件でした。その内訳は次のとおりです。

なお、「～条」というものは、「農地法」の条項のことで、「利用集積」というのは、農業経営基盤強化促進法によるものです。

○ **3条** 農地の権利移動で町内の農業者が申請する場合で、この場合は委員会が許可します。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
27件 内不許可 0件	1,869,445㎡ 	所有権移転	13件	960,824㎡	9件	4件
		賃貸借	1件	34,170㎡	1件	
		使用貸借	9件	555,788㎡	5件	4件
		贈与	4件	318,662㎡		4件
				計		15件

○ **4条** 農地の所有者が自分で農地を農地以外にする申請で、知事が許可します。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
3件 内不許可 0件	3,717㎡ 	農家住宅	3件	3,717㎡	1件	2件
		農業用施設				
		宅地道路				
				計		1件

○ **5条** 第三者が農地の所有者から農地の権利移動を受け農地以外にする申請で、知事が許可します。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
12件 内不許可 0件	126,353㎡ 	一般住宅				
		農業用施設				
		砂利採取等	8件	99,654㎡	8件	
		その他	4件	34,690㎡	2件	2件
				計		10件

- **利用集積(新規)** 農業経営基盤強化法に基づくもので、町に初めて農地の権利移動を申し出て決定することにより権利関係が発生することで、農業委員会が町から業務を受託しています。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
47件 内不決定 0件	1,429,939㎡ 	所有権移転	31件	839,763.99㎡	19件	12件
		賃貸借	16件	508421.6㎡	7件	9件
		使用貸借				
		贈与				
				計		26件

- **利用集積(更新)** 今まで農地を賃貸借していた人が、再度、町に農地の権利移動を申し出て決定することにより権利関係が発生することで、農業委員会が町から業務を受託して行っています。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
43件 内不決定0件	1,009,685㎡	賃貸借	43件	1,009,685㎡	13件	30件
		使用貸借				
				計		13件

- **現況証明** 農地の所有者が何らかの正当な理由で長年において農地が耕作できず、今後も農地として利用できる見込みもないことから、公簿地目の変更を法務局に申請するため、農地か農地でないかを農業委員会に証明してもらうための申請です。また山林等を農地として開発して証明をもらう場合もあります。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
30件 内不証明0件	254,331.3㎡	非農地	30件	254,331.26㎡	21件	9件
		農地				
				計		21件

- **現況確認** 農地の一部が耕作不適地などで荒廃したため、農業委員会に確認してもらい農家台帳の現況をかえることです。農地として確認してもらう場合もあり公簿地目の変更まで必要としません。

件数	面積	内 訳	件数	面積	静 内	三 石
6件 内不証明0件	202,611.8㎡	非農地				
		農地	6件	202,611.80	4件	2件
				計		4件

- 18条解約 農地の貸借人が貸借期間最中に、何らかの事情で互いに合意解約書を以って円満解決時に、農地の貸借関係を終了させることです。  
委員会に解約通知が必要です。

件数	面積	内訳	件数	面積	静内	三石
賃貸借 14件	307,366.8㎡	合意解約	14件	307,366.8㎡	3件	11件
使用貸借 2件	10,329㎡	合意解約	2件	10,329㎡	1件	1件

